

高知県新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要

高知県による制度融資を活用し、

実質無利子（当初3年間）※・無担保

・据置最大5年融資の取扱いを開始します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の**保証料を半額又はゼロ**にします。

※事業者の皆様がお支払いした所定金利（1.9%以内）の利子については、事後的に相当額を金融機関を通じてキャッシュバックします。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
中小・小規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

- 融資上限額：3000万円
- 補給期間：保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

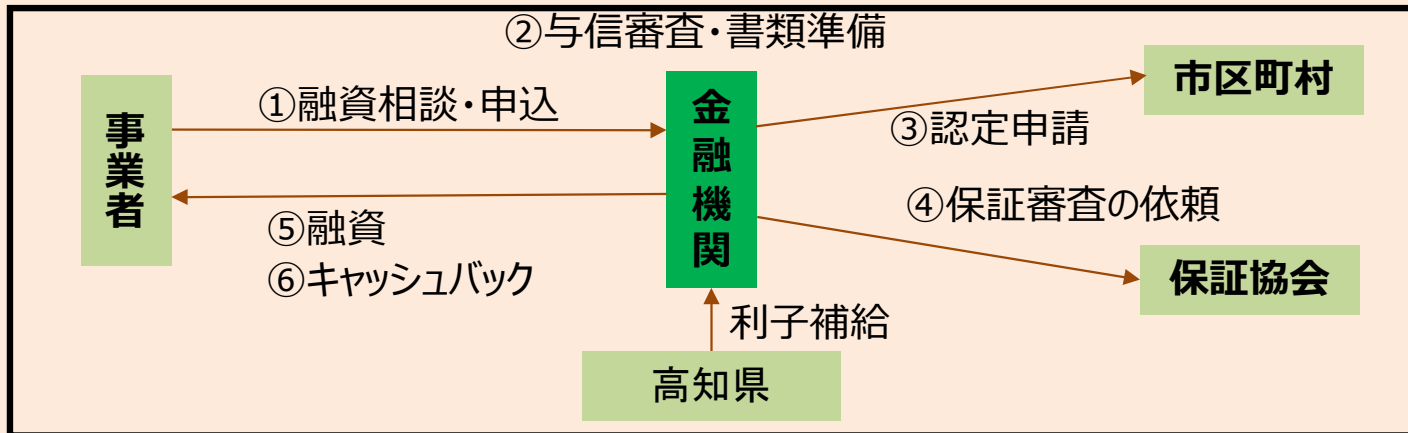
よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。

まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



売上高の減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得※してください。

※令和2年1月29日から7月31日までの間に取得した認定書については、同年8月31日まで有効となります。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 市町村認定書 (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証協会必要書類 など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。

【申込み先】

取扱金融機関 銀行、信用金庫、信用組合の県内本支店や一部の農協 等
金融機関・保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

【お問い合わせ】 高知県商工労働部経営支援課 TEL:088-823-9695

【HP】 高知県経営支援課 又は <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>